

内閣府令第十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条及び第四条の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月六日

内閣総理大臣 菅 直人

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二十三号中「以下この号及び次号」を「ロ及び第二十四号」に改め、八を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十三の二 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三

項に規定する特定目的会社をいう。第二十三条第六号において同じ。）

イ 資産流動化法第四条第一項の規定による届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画（当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

ロ 資産流動化法第二百条第一項の規定により、特定資産（その取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものである有価証券に限る。八において同じ。）の管理及び処分に係る業務を行わせるため信託会社等（資産流動化法第三十条第一項に規定する信託会社等のうち、適格機関投資家に該当する者をいう。第三項第三号チにおいて同じ。）と当該特定資産に係る信託契約を締結しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

八 資産流動化法第二百条第三項の規定により、特定資産の管理及び処分に係る業務を当該特定資産の譲渡人である金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。以下この号及び第三項第三号りにおいて同じ。）又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する金融商品取引業者に委託しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

第十条第一項に次の一号を加える。

二十七 外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金又は企業年金基金に類するものうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官に届出を行った者

イ 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されていること。

ロ 最近事業年度に係る財務計算に関する書類であつて貸借対照表に相当するものにおける資産の総額から負債の総額を控除して得た額（第三項第四号ニ及び第十項において「純資産額」という。）が百億円以上であること。

第十条第二項中「（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）」を削り、「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同条第三項中「第二十六号」を「第二十七号」に改め、「、当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日まで又は十月一日から一月を経過する日までの間に」を削り、同項第三号中「及び第二十四号」を「から第二十四号まで」に改め、同号口中「第一項第二十三号」の下に「及び第二十三号の二」を加え、同号ホ中「並びに」を「及び」に改め、「第一項第二十三号イ若しくは口のいずれに該当するかの別」の下に「、同項第二十三号のニイから八までのいずれに該当するかの別」を加え、同号ト中「第一項第二十三号八」を「第一項第二十三号のニイ」に改め、同号に次のように加える。

- チ 第一項第二十三号の二ロに規定する信託契約を締結している信託会社等の名称
- リ 第一項第二十三号の二ハに規定する金融商品取引業者の名称
- 又 第一項第二十三号の二ロ又はハに規定する決議を行った社員総会の議事の内容

第十条第三項に次の一号を加える。

四 第一項第二十七号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 代表者の役職及び氏名

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 最近事業年度に係る純資産額

ホ 第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務

所の所在地又は住所

ヘ 外国において行っている業務及び当該業務の根拠となる法令

第十条第四項第四号中「及び第二十四号」を「から第二十四号まで」に改め、同項第五号中「及び第二十六号」を「から第二十七号まで」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が行われた月の翌々月の初日から二年を経過する日までとする。

第十条第六項中「又は第三号イ若しくはハ」を「、第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハ」に改

め、同条第八項を次のように改める。

8 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた月の翌々月の初日までに、当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、適格機関投資家に該当する期間（第五項に規定する期間をいう。）及び当該届出を行った者が第一項第二十三号ロ又は第二十四号ロに該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならぬ。

第十条第十項中「及び第二十四号」を「から第二十四号まで」に、「並びに」を「又は価額」に改め、「基金の総額」の下に「及び同項第二十七号に掲げる者に係る最近事業年度に係る純資産額」を、「第二十五号まで」の下に「及び第二十七号」を加え、同条第十一項及び第十二項中「及び第二十六号」を「から第二十七号まで」に改める。

第十一条第二項第二号二中「転換債権」を「転換債券」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社」を「次に掲げる会社」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）
- 二 新株予約権証券の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社

第二条第四項第二号中「第五号まで及び」を「第五号まで、」に改め、「第二号の二まで」の下に「及び第十四条の十五第二項」を、「売出し（」の下に「令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、」を加える。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号

）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の二号を加える。

十一 第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の(1)及び(2)の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

十二 第二号様式のうち「第5 対象者の状況」の「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

第二十四条第一項中「当該事項から第三十二条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除いたもの」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該公開買付届出書に記載すべき事項から第三十二条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除いたもの

二 公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の的確かつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の(1)及び(2)の記載事項が記載されている場合を除く。）

三 対象者に係る主要な経営指標等の推移の的確かつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式の

の「第5 対象者の状況」の「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」の記載事項
が記載されていない場合は送付。）

第二号様式第2の1-2次のとおり加える。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(17)

【公開買付者が提出した書類】(18)

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日
財務(支)局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書(上記)の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に

提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第二号様式第2の3中「(17)」を「(19)」「コ」「(18)」を「(20)」「コ」「(19)」を「(21)」に改め、同様式第3中「(20)」を「(22)」「コ」「(21)」を「(23)」「コ」「(22)」を「(24)」に改め、「(23)」を「(25)」に改め、同様式第4中「(24)」を「(26)」「コ」「(25)」を「(27)」に改め、同様式第5中「(26)」を「(28)」「コ」「(27)」を「(29)」「コ」「(28)」を「(30)」に改め、「(29)」を「(31)」「コ」「(30)」を「(34)」に改め、同様式第5の4を同様式第5の5とし、同様式第5の3の次に次のように加える。

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】 (32)

(1) 【対象者が提出した書類】 (33)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 平成 年 月 日
財務（支）局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
） 平成 年 月 日 財務（支）局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書、 の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本届出書提出日（平成
年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に 財務（支）局長に
提出

（２）【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

株主の権利行使の権利(20)「**ア**」(22)「**イ**」(26)「**ウ**」(28)「**エ**」(30)の次に次のように加える。
注意中(34)「**ウ**」(29)「**ウ**」(31)の次に次のように加える。

(32) 継続開示会社たる対象者に関する事項

a 「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」を記載した場合には、「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」の記載を要しない。

b 対象者が継続開示会社に該当する者である場合には、「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」に代えて、「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」を記載することができるとする。

(33) 対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、(18)に準じて記載すること。

a 届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あると

きは、その直近のものをいう。) 、 半期報告書及び臨時報告書 (法第24条の5 第4項に規定する臨時報告書をいい、 当該有価証券報告書、 四半期報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号を提出理由として提出されたものに限る。) 並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 「 四半期報告書又は半期報告書」 については、 これらの報告書に主要株主 (法第163条第1項に規定する主要株主をいう。) 及び役員の変動の記載がある場合には、 その旨付記すること。

c 「 臨時報告書」 については、 その提出理由について、 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

第二号様式記載上の共済中⁽²⁸⁾を⁽³⁰⁾「⁽²⁷⁾」を⁽²⁹⁾「⁽²⁶⁾」中「4 その他」を「5 その共済」に改め、 同記載上の注意中⁽²⁶⁾を⁽²⁸⁾「⁽¹⁷⁾」から⁽²⁵⁾までを⁽¹⁹⁾から⁽²⁷⁾まで「⁽¹⁶⁾」の次に次のように加える。

(17) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

- a 「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」を記載した場合には、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。
 - b 公開買付者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（32）において同じ。）に該当する者である場合には、「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。
- (18) 公開買付者が提出した書類
- a 届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
 - b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

「八 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令）

第四条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号に次のように加える。

　　< 第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

第六条第一項第二号に次のように加える。

　　< 第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

第十五条第一項中「当該事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該公開買付届出書に記載すべき事項
 - 二 公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の的確かつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」の記載事項が記載されている場合を除く。）
- 第二号様式第二に次のように加える。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】（16）

（1）【発行者が提出した書類】（17）

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）	平成 年 月 日
財務（支）局長に提出	

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）	
--	--

）平成 年 月 日 財務（支）局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に 財務（支）局長に
提出

（２）【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第二号様式記載上の注意に次のように加える。

（16） 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

a 「 1 発行者の概要」及び「 2 経理の状況」を記載した場合には、「 4 継続開示会社たる
公開買付者に関する事項」の記載を要しない。

b 公開買付者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第28号に規定する継続
開示会社をいう。）である場合には、「 1 発行者の概要」及び「 2 経理の状況」に代えて、

「4 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。

(17) 発行者が提出した書類

a 届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

附 画

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十三号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定（「第二十六号」を「第二十七号」に改める部分及び同項に一号を加える部分を除く。）、同条第四項第四号、第五項及び第八項の改正規定並びに同条第十項の改正規定（「基金の総額」の下に「及び同項第二十七号に掲げる者に係る最近事業年度に係る純資産額」を、「第二十五号まで」の下に「及び第二十七号」を加える部分を除く。）は、平成二十三年五月一日から施行する。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十三号八に掲げる要件に該当するものとして同号の規定により金融庁長官に届出を行った者であつて、同条第八項の規定により適格機関投資家に該当する期間（当該期間の終了する日が前条ただし書に定める日以後である場合における当該期間に限る。）が金融庁長官により官報に公告されたものについては、前条ただし書に定める日から当該期間の終了する日までの間は、適格機関投資家とみなす。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第十三条第一項第十一号及び第十二号並びに第二十四条第一項の規定並びに同令第二号様式は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する株券等（金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した株券等の買付け等については、なお従前の例による。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第四条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第六条第一項第一号へ及び第二号へ並びに第十五条第一項の規定並びに同令第二号様式は、施行日以後に開始する上場株券等の買付け等（金融商品取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する上場株券等の買付け等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した上場株券等の買付け等については、なお従前の例による。